

入札についての注意事項（郵送による入札）

令和7年1月22日

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

1 入札書の記入について

- (1) 入札書は本会所定の様式（所定の様式をコピー又はデータ作成も可）を使用してください。書き損じ・再入札の場合に備えて、予め新しい用紙（コピー可）をご用意ください。
- (2) 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- (3) 一度提出した入札書の引換え、変更または取り消しはできません。
- (4) 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字をつけてください。
- (5) 入札金額には、消費税法第9条第1項規定の免税業者であるか課税業者であるかを問わず、金額は消費税込みの本体価格（総額）で記載してください。
- (6) 入札書は必ず社印・代表者印を押印したものを使用してください。
- (7) 辞退する場合は、入札書の金額欄に「辞退」と記載して提出してください。
- (8) 日付は入札日（提出日）で記入してください。

2 必要な場合は、入札を延期または中止、若しくは取り消すことがあります。

3 次の場合、入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき
- (2) 本会が定める入札書の入札事項を表示しないとき
- (3) 同一事項に対し、2通以上の入札をしたとき
- (4) 他者の代理を兼ね、又は2者以上の代理をしたとき
- (5) 入札書に記名押印のないとき
- (6) 入札書の記載要領が明確でないとき
- (7) 入札に関し不正の行為があったとき

4 入札に参加しなかったとき、又は提出の期限に遅れたときは失格とします。

5 落札者は本会が決定した予定価格以下で最低価格提示者とします。ただし、合理的な理由がある場合は、最低価格提示者であっても落札者とならないことがあります。

6 入札方法について

- (1) 入札は、落札者がいない場合、2回まで行います。
- (2) 2回目までに落札者がいない場合は、2回目の最低価格提示者と価格交渉をさせていただきます。

7 最低価格提示者が同価格で2者以上ある場合は、くじによる決定とします。

8 落札結果については、2月20日（金）以降に郵送にて通知します。